

平成 年 月 日

社員各位

総務部

所得税額変更のお知らせ

今年（平成 25 年）より、東日本大震災からの復興の財源確保のための「復興特別所得税」が給与から控除（源泉徴収）されることになっています。具体的には、今月より給与および賞与の所得税の額が増加することになりますので、下記の通り概要をお知らせします。

記

1.復興特別所得税の対象者

所得税を納付する義務のある給与所得者（従業員のみなさん）

2.復興特別所得税を源泉徴収する期間

平成 25 年から平成 49 年までの 25 年間

3.復興特別所得税の額

源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当額

4.税額変更の具体例

扶養親族等が 1 名の給与所得者では以下のように所得税額が変更になります。

給与の額()	所得税額	
	～平成 24 年 12 月	平成 25 年 1 月～
150,000 円	1,330 円	1,360 円
200,000 円	3,080 円	3,140 円
350,000 円	9,160 円	9,350 円

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額であり、総支給額とは異なります。

5.その他

給与明細ではこれまで通り、「所得税」という項目で所得税と復興特別所得税を合算し源泉徴収されるため、給与明細の形式に変更はありません。

以上